

論 評

戦時労働員体制下の

勤労青少年不良化問題の位置づけ

佐々木 享

評者は、技術・職業教育の分野を少しばかり勉強してきたに過ぎないので、標題論文に深入りする力量も、改めて学習する余裕もない。しかし、著者は冒頭にこの論文は

「軍需産業の要員となつた青少年工員の戦時動員政策の特質を〇〇に焦点を当てて検討しようとするもの」だと述べている。著者の本領であるらしいこの「〇〇」とした部分すなわち「青少年の『不良化』問題」には手が出ないけれども、「戦時動員政策」なら評者の関心事でもあるので、著者のこのことばを導きの糸として、評者が読みとつたことばを整理し、合わせて若干の感想を述べる。著者、読者には不本意かも知れないが、お許し頂きたい。

第一に、「戦時動員政策」は物資の動員など甚だ広範な施策を含んでいるので、「戦時労働員政策」あるいは「戦時労働力動員政策」と限定すべきであつたと考える。そのうえで、この時期の「労働員体制」の特質を指摘する必要があつたのではないか。

一九三七年に賀屋蔵相・吉野商工相が打ち出した三原則の基本は「生産力拡充計画」であつたが、間もなく日米通商条約が破棄され、すでに外貨獲得の道がなくなつていた事情と重なつて、生産財輸入の用途が絶たれて「生産力拡充」は夢物語となり、生産を拡充するには多量の労働力を投入するしかなくなつていた。ここに「戦時労働員体制」が不可欠とされる背景があつたと評者は理解している。著者も引用している当時の政府（役人）の文書が「生産力拡充」ではなく「生産拡充」を目標として掲げていた所以で

ある。

その意味では、この論文の三の冒頭に見える伊藤博・村中兼松の「生産力の拡充」なることは氣に掛かる。評者の手元に著者が引用している書物がないので確認できないが、同じ二人の著者による『転業者及女子労務輔導』（一九四二年、東洋館）では、「支那事変」勃発頃までは「生産力の拡充」が課題であったが今日（太平洋戦争になってから）は「生産拡充」が課題となつていて、きちんと書き分けられている。仮にミスプリントでないのなら、「ママ」と注記する必要があつたのではないか。

第二に、「戦時動員政策」下の（とくに男子義務化された）青年学校の生徒たちがおかれていた状況をいっそう正確にとらえる必要があつたように思われる。

評者の理解では、この点で、国家総動員法が制定されたと同じ一九三八年に職業紹介法が全面的に改正されたことが重要であつた。これ以後、最も多量の新規労働力たる高等小学校卒業者（すなわち青年学校入学者）は、労務調整令とあいまって近代市民社会の根幹をなす職業選択の自由をうばわれ、国営となつた職業紹介所を経て就職することとされた。（荻谷剛彦・青山真次・石田浩編『学校・職安と労働市場』（二〇〇〇年、東京大学出版会）に収められた「職業安定行政の展開と広域紹介」なる論考は、このメ

カニズムを解明したものである。）ところで職業紹介所が掲げていた高小卒業者の最優先の配分先は軍需工場だけではなく、働き手を失つてそうでなくとも食糧事情が逼迫して危機的狀況におかれた農村に配分することも等しく最優先順位とされていたから、この時期の青少年は都市の工場と農村に配分されていた。著者が対象としているのは、このうち工場で働く（あるいは都市の）勤労青少年にあつたと読める。このように理解すると、元来正規の工具ではなかつた「徴用少年工こそが特別の指導訓練の対象であること」に著者が着目していることも理解できる。しかしそうであるならば、「戦時下」の青少年一般あるいは勤労青少年一般と工場で働く青少年工員との違いを明確にする必要があつたのではなからうか。

第三に、この論文には労働員あるいは徴用そのものについての説明ないし特徴づけが全くと言つてよいほど欠けている感があることは氣に掛かる。少なくとも「そもそも徴用工の採用が恣意的な選択という性格を拭いがたい」という性格規定は甚だ曖昧である。評者は、徴用は単純な労働員にとどまらず、本質的には強制労働といふべきものと考へている。著者も援用している乗富丈夫は別のところで、「新規徴用に於ては個人の意志といふものは全然認められてゐないのであります。」と語っている（工業青年教

育研究会編「徴用工の教育問題」一九四二年、国民工業学院、十一頁。また彼は、通常の時代ならもし目にあまる「不良」なら企業は彼を解雇するであろうが、徴用工は不良だからといって解雇（徴用解除）することができない仕組みになっているとも語っている（同上書、三九頁）。こうした事情は、労務動員された徴用工以外の青少年にもあてはまる。排除するには司法処分しかなかった。だからこそ、政策当事者は「不良」青少年労働者には神経質たらざるを得なかったのではないか。ここに戦時下の不良勤労青少年対策の位置づけ、重要性があったと評者は考える。

たとえば、既に戦局が不利に陥った時期に刊行されたにもかかわらず、関連する事情を極めてクールにとらえていた財団法人協調会編「戦時労働事情」（一九四四年）を繙くと、「青少年工教育問題」の章は「青少年工不良化問題」から書き始められている。「青少年工不良化問題」を冒頭に据えるというやや奇異な位置づけは、上述の事情を考えれば、理解できる。著者が「おわりに」において「都市勤労青少年にかかわる戦時動員の問題の固有性」なるものも、以上に述べたことを指しているのではないのだろうか。

ところで評者は、「青少年工教育問題」を上述のように、どちらかといえば社会科学の観点からとらえてきた。これ

に対して、多数の史料を探索・分析することを通して社会学や司法問題にまたがるこの「青少年工」の「不良化問題」とその輔導対策を教育学の観点からとらえ直そうとしたところに本論文の真骨頂がある、と評者には感じられた。そのために、広範な史料を探索・分析するとともに丁寧に資料や関連論文に当たり、論理を積み上げていることに感服した。評者にはこの点に踏み込んで意見を述べることはできない。しかしあえて欲をいえば、門外漢たる評者からみれば、青少年一般に関する施策と工場で働く青少年に関する施策を明確に区分するなど、紹介する史料を精選して論点をクリアに絞り込んで欲しかったように思われる。

最後に、著者の本領に踏み込むと馬脚を現すことを承知で、あえて著者の方法論の位置づけについて感想を述べる。「『不良化』したと判断する主体の側が問われなければならない」とする著者の方法論は「主体の側」という表現は熟さない感があるが、「法執行機関による取締りと法解釈は社会の状況に大きく左右される」とする鮎川潤『少年犯罪——ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』（二〇〇一年三月、平凡社新書）と主題Ⅱ方法論において通底するものがあるのに、鮎川が参照されていないことは気に掛かった。鮎川が戦時下の青少年問題には踏み込んでいないというなら、そう断ればよいことである。

蛇足をつけくわえる。周知のように、大河内一男は、劣悪きわまりない労働条件を強いながら、他方で労働力保全に汲々とせざるを得ない深刻な矛盾をかかえた第二次大戦下の労働力をめぐる政策を「戦時社会政策」ととらえた（『大河内一男著作集』第四卷所収の「戦時社会政策の諸問題」）。この理論には様々な批判が繰り返されてきたにもかかわらず、率直にいえば、評者はかなり以前から、この理論の枠組みに呪縛されてきた。論点を史実にそって理解することの重要性を改めて教えられたことを感謝して筆をおく。

#### 妄言多謝。

（愛知大学短期大学部 〒465-0058 名古屋市名東区貫船一―一五〇―一）